

別表第1

指定校変更に関する基準

※市内に住居がある場合又は居住予定がある場合に限る。

理由	許可基準	許可期間	添付書類
1 地理的理由	① 著しく通学距離が遠い、通学路がない、又は校区境で通学方向が逆になるなど本来の校区の学校（以下「指定校」という。）への通学に著しい負担がかかると考えられる場合	原則として卒業まで一括して承認する。	特になし（住宅地図等により事実確認を行う。）
	② 隣接の校区外自治会に加入しているなど生活圏が校区外にあると認められる場合	原則として卒業まで一括して承認する。	校区外自治会の加入証明書等
2 身体的理由	病弱・虚弱、肢体不自由等で、指定校より希望する学校へ通学するほうが、近距離又は通学路の状況や交通の事情が良いなど児童・生徒の身体的負担が軽減されると認められる場合	当該学年の期間とし、年度ごとに更新できるものとする。ただし、状況等により卒業まで一括して承認することができる。	医師の診断書等（事実を確認できる書類）
3 家庭に関する理由	① 全ての保護者が自宅外で就労しているなどの理由により、児童・生徒の下校時の状況から、指定校より下記の学校に就学するほうが望ましいと認められる場合 (ア) 保護者の勤務場所、自営業地の校区の学校 (イ) 帰宅後養育する祖父母宅等の校区の学校	当該学年の期間とし、学年進行ごとに就労状況等を再確認のうえ更新できるものとする。	保護者の就労証明書等
	② 隣接校選択制により兄弟姉妹が指定校の隣接校に就学する又はした場合で、当該児童の兄弟姉妹が同じ小学校を希望する場合	原則として卒業まで一括して承認する。	特になし
4 住居に関する理由	① 市内転居で指定校が変わる場合で、転居後も引き続き転居前の指定校への就学を希望する場合	当該学期の終了までとする。ただし、2学期途中の転出（転居）の場合は、最長で当該学年の終了まで延長することができる。	特になし

	② 小学校第6学年の児童、中学校第3学年の生徒で、転居により校区が変わる場合	卒業までとする。	特になし
	③ 住居の新築等により転居が予定されている場合で、入学時（新学期）等から転居予定地の校区の学校に就学を希望する場合	転居予定日までとする。	転居が確実であることを証明できる書類（建築確認申請書、売買契約書等）の写
	④ 一時的に仮住居に転居し、1年度以内に正規の住居に居住する場合	正規の住居に居住するまでの期間とする。	特になし
	⑤ 公共事業による移転等で指定校が変わる場合	原則として卒業まで一括して承認する。	当該事業担当部(課)長からの依頼書
5 教育的配慮によるもの	① 市内転居により指定校が変わる場合で、当該児童・生徒の転校による精神的な負担で、不登校になるおそれ等があり、保護者が転居前の指定校に就学を希望する場合	原則として卒業まで一括して承認する。	保護者からの申立書、関係校の校長の所見等
	② いじめや不登校等のため指定校に通学することが困難な場合	原則として卒業まで一括して承認する。	保護者からの申立書、医師やカウンセラー等の診断書、関係校の校長の所見等
	③ 施設一体型の小中学校一貫教育を実施している市立小学校に隣接校選択制を利用して就学している児童が、当該中学校への就学を希望する場合。なお、3-②の理由により就学している兄弟姉妹が希望した場合も同様の取扱とする。	原則として卒業まで一括して承認する。	特になし

<p>6 調整区域の 設定</p>	<p>地理的問題や通学条件の変化、学校の新設に伴う調整等により、以下の区域については、保護者の申請により、就学する学校を変更することができる。</p>	<p>卒業まで認定する。</p>	<p>特になし (住所により調整区域であるかどうかの確認を行う。)</p>
<p>7 その他の理由</p>	<p>その他特別な事情があり、指定校の変更が適当と認められる場合</p>	<p>その適当と認められる期間とする。</p>	<p>特別な事情であることを証する書類等</p>

※ 調整区域については、教育総務課へ町名地番等を明らかにしてお問い合わせください、